

「東久留米市子ども・子育て会議」委員からのご意見・ご質問に基づくQ&A

資料58

東久留米市
子ども・子育て会議
平成26年7月30日

NO	項目	ご意見・ご質問の概要	ご意見・ご質問に対する市の見解
1	(仮称)東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	利用者負担額項目の中で、認可保育園では保育料の中に通常の日用品・文房具が入っていた。お泊まり保育や遠足は保護者負担だった。公定価格の他にそういう費用徴収があり得ると言うことか。	保育料の他に実費徴収や上乗せ徴収できるものが国基準で示されました。認可保育所であっても認定こども園等であっても、施設ごとの判断となりますが、国基準では、一定のルールの下で「できる規定」となっております。 (参考:国基準第13条3、4)
2	(仮称)東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	パブリックコメントでは、条文を見ても市民にはわかりにくい。例えば小規模保育では、3つのパターンがあって、その中では全員が保育士資格を持っていないでもいいということがある。今回の市の案は国の基準通りということだが、国の基準があっても東久留米市では保育士に限るといえるようになるのか、皆さん不安に思っている。職員のところなどは丁寧に載せていった方がわかりやすい。	当市では、小規模保育所の職員の資格基準と配置基準は国基準どおりに進めていく素案を提示させていただいております。また、パブリックコメントの資料については、ほぼ全文を出す形式にいたしました。今回、ご意見をいただきましたので、より分かり易い資料として、追加で国の資料の抜粋版を掲載いたしました。
3	(仮称)東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	今回この条例で具体的にどうなるのかということがわからない。今までの市内の認可保育園はどうなるのか、変わらずにやっっていけるのかを一番知りたい。もう少しポイントを絞ると一般の人にも伝わりやすいのではないか。 たとえば、国基準がベースになっているとは言っても、それで十分でないから旧都加算があり、東京都は0歳児保育をしている保育園には看護師を配置するなどの事業費を旧都加算として支出していることから、質の良い保育ができていると考えている。そういうなかで、国基準に従うとなると現状より悪くなるのか、というイメージがある。新しく出された国の基準だから比較するものがないかも知れないが、保育園を利用している人たちが気になるのはそこであろう。	わかり易い情報については、NO. 2の市の見解のとおりです。また、国は子ども・子育て支援新制度では量的拡充と質の改善に取り組むこととしています。一例を挙げれば、3歳児の保育士配置基準については職員配置を20:1から15:1にすれば加算が受けられます。このように、子ども・子育て支援新制度においては、「量的拡充」と「質の改善」を車の両輪として取り組む必要があると示されています。

NO	項目	ご意見・ご質問の概要	ご意見・ご質問に対する市の見解
4	(仮称)東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	現行の学童保育所の設置条例や施行規則と新たな基準との兼ね合いはどうか。	全体として現行の基準よりも新たな基準の方が詳細が規定されています。新たな基準を踏まえ、現行の設置条例や施行規則を見直す必要があると考えています。また、現在の設備、運営について新たな基準を下回っていることはなく、新たな基準の制定を理由として、既存の施設において、設備又は運営を低下させることはありません。(参考:国基準第4条2)
5	(仮称)東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	事業の実施責任は市ということで良いか。	現在、市で運営している学童保育所については、引き続き市で行うものであります。
6	(仮称)東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	保育時間について、学校が休みの時は1日8時間、学校がある時は3時間となっているが、現行の施行規則では8時15分から4時15分となっている。新たな基準にはその規定がないが、どこで盛り込まれるのか。	「何時から何時」と表記することもあり得ますが、現在検討中です。国の基準を基にして現行で国の基準を上回っているものは現状を維持し、具体的に条例の中で示していくか、事業所ごとに定める運営規程の中で規定する事も考えられます。(参考:国基準第14条)
7	(仮称)東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	倉庫、台所、静養室、ロッカー(一人に一つ)、下駄箱、エアコン、シャワー、手洗い場、足洗い場、障害者トイレなど、具体的に運営規程の中で規定してほしい。	現行の学童保育所に備わっているロッカーやシャワーなどの詳細は、「必要な設備」の中に含まれているということで了承願いたい。(参考:国基準第9条1)
8	(仮称)東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	放課後児童健全育成事業の支援は、「小学校に就学している児童であって」という表記だが、現在は特別支援学校の児童も、学童保育に在籍している。ここについては「小学校等」など、特別支援学校の子どもも入れることを明らかにしてほしい。 また、「保護者が労働等により昼間家庭にいない」という表記だが、保育園の基準では、ネグレクトや虐待の家庭を保育所でフォローできるようになっている。学童保育でも労働等の「等」の中には、虐待のおそれがある子ども、養育が大変な状況の子どもが、学童保育所で一定程度保護されて落ち着いて生活できるような役割があるということで入れていく必要があるのではないか。	現行の学童保育の対象者には特別支援学級や、保護者の就労以外の条件がある児童を含んでいます。この部分は現在と変更ないものと考えています。(参考:国基準第5条1)

NO	項目	ご意見・ご質問の概要	ご意見・ご質問に対する市の見解
9	(仮称)東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	現在の学童保育所の職員の資格はどのように定められているのか。また、新たな基準の方が現行よりも資格要件の幅が広がっているようだが、今後はどうなっていくのか。	<p>現行の学童保育所嘱託職員については、児童厚生員、教員、保育士などの資格を有し、新たな国基準を満たしています。臨時職員については、保育補助として資格要件は定めておりません。</p> <p>また、児童厚生員は一定の研修を受けているものとして資格要件としています。今後は、現状どおり運営して参ります。</p>
10	各種基準について	ホームページにQ&Aをアップできないか。市民が知りたいことと、子ども・子育て会議で出た意見には共通点が多く、意味があると思う。	パブリックコメントの資料は、お示した資料を基本とし、子ども・子育て会議でのご意見をQ&A形式で追加で掲載していきます。また、加えてNO. 2の市の見解にある、国の資料の抜粋版を掲載予定です。